

○魚津市学校教育審議会規則

昭和59年3月5日
教育委員会規則第6号

魚津市学校教育審議会規則

(目的)

第1条 小中学校の規模の適正化と、通学区域の合理化を審議するため、魚津市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小中学校の規模及び通学区域に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

2 委員は、当該答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。